



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (四件) ……………一
- ………(生活文化局計量検定所検査課) ……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………二
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……二
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……二
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………二
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……二
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………三
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………四
- ………(同) ……………四
- 知事指定薬物の指定の失効……………五
- ………(福祉保健局健康安全全部業務課) ……五
- 都道の区域変更 (六件) ……………六
- ………(建設局道路管理部路政課) ……六
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除 (二一件) ……六
- ………(建設局河川部指導調整課) ……六
- 土砂災害警戒区域等の指定……………八
- ………(同) ……………八
- 土砂災害警戒区域の指定……………八
- ………(同) ……………八
- 東京海区におけるうみがめの採捕の制限……………九

公告

- 防災街区整備事業組合の理事長の就任……………元
- ………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課) ……元
- 令和二年度製菓衛生師試験の実施……………二〇
- ………(福祉保健局健康安全全部健康課) ……二〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……三

告示

●東京都告示第二百六十四号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年三月六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 中野区
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和二年四月六日から同年五月二十五日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施

する。

- (二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第二百六十五号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年三月六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 荒川区
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和二年四月一日から同年五月八日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第二百六十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年三月六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 渋谷区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和二年四月一日から同年五月二十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第二百六十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年三月六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 渋谷区、中野区及び荒川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和二年四月一日から同年五月十五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第二百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和元年東京都告示第五百十四号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業荒川第二・二種類及び名称 ・六号尾久公園

三 事業施行期間 令和元年九月二十七日から令和三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第二百六十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき稲城上平尾土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称 稲城上平尾土地区画整理組合

二 事業施行期間 平成二十二年七月二十九日から令和二年三月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字平尾字六号、字十号、字十一号、字十二号及び字十三号並びに同市大字坂浜字十七号及び字十八号の各一部

四 事務所の所在地

稲城市平尾一丁目三十三番地の三十四

五 設立認可の年月日

平成二十二年七月二十九日

六 変更の内容

事業施行期間を令和三年三月三十一日まで延長する。

七 変更認可の年月日

令和二年三月六日

●東京都告示第二百七十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき目黒駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

目黒駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年七月十一日から令和二年三月三十一日まで

で

三 施行地区

品川区上大崎二丁目及び上大崎三丁目各地内

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

品川区上大崎二丁目十五番十九号

平成二十四年七月十一日

五 変更の内容

事業施行期間を令和二年九月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和二年三月六日

●東京都告示第二百七十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月六日

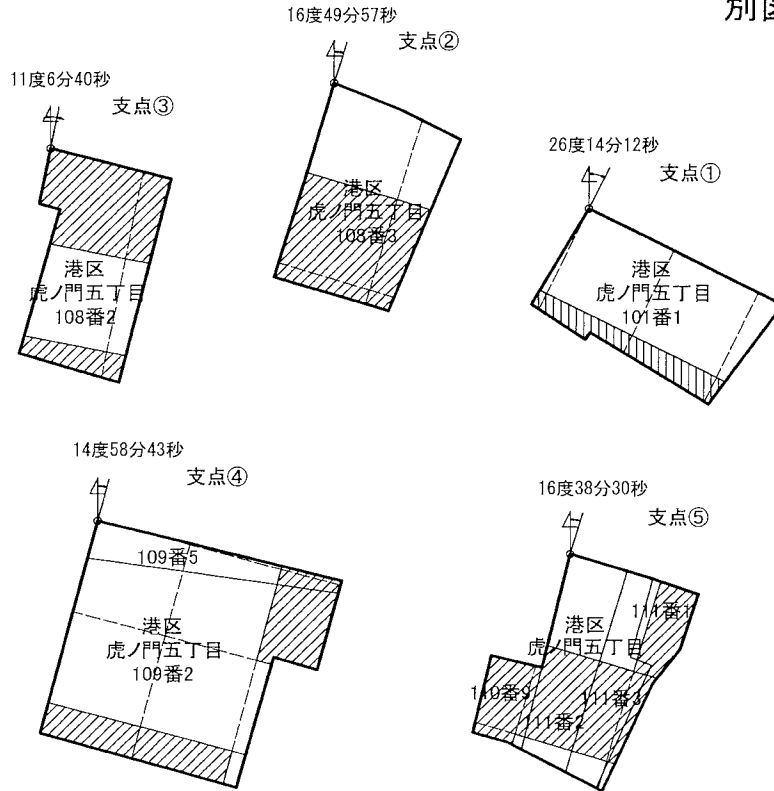
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区虎ノ門五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度】

①: 26度14分12秒  
 ②: 16度49分57秒  
 ③: 11度 6分40秒  
 ④: 14度58分43秒  
 ⑤: 16度38分30秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

--- 単位区画  
 - - - 筆境界  
 ——— 敷地境界

▨ 形質変更時要届出区域  
 (この告示により指定する区域)

▩ 形質変更時要届出区域  
 (令和元年東京都告示第147号により指定した区域)

【支点】

①: 港区虎ノ門五丁目101番1の最北端とする。  
 ②: 港区虎ノ門五丁目108番3の最北端とする。  
 ③: X座標:-37425.0727、Y座標:-8130.6343とする。  
 ④: X座標:-37457.9664、Y座標:-8180.8087とする。  
 ⑤: 港区虎ノ門五丁目111番2の最北端とする。

※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第二百七十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第五百五十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月六日

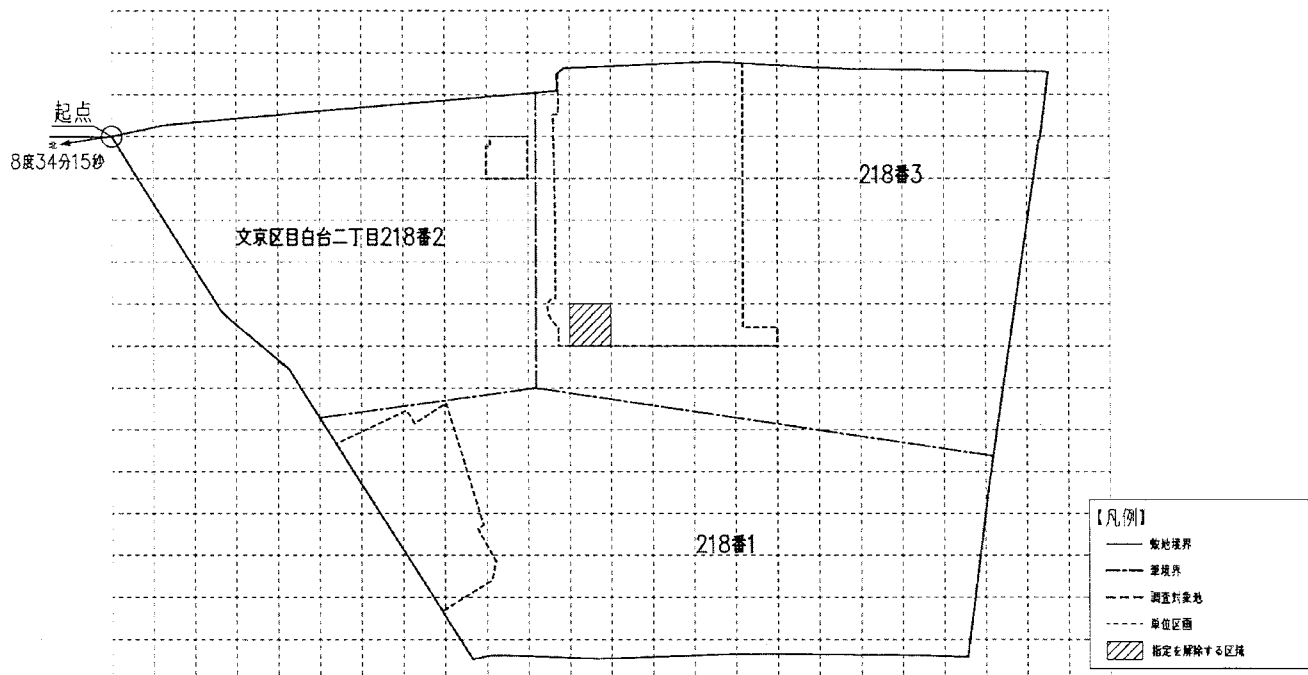
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区目白台二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



（起点）  
 起点は、文京区目白台二丁目218番2の最北端とする。

（格子の回転角度：8度34分15秒）  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百七十三号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 メチルニニール（四フルオロプロチ

ル）一H-インダゾール-三-カルボキサ

ミド】一三・三-ジメチルプタノアト及び

その塩類（通称名 FMDMBINA

CA）

(二) 化学名 N-（ニフェニルエチル）ペペリ

ジン-四-イル】ニフェニルペンタンア

ミド及びその塩類（通称名 Valeryl f

entanyl）

(三) 化学名 （八R）一アセチル-N-ジエチ

ル-六-メチル-九-ノジデヒドロエルゴ

リン-八-カルボキサミド及びその塩類（通

称名 ALD-五二、一-Acetyl-L S

D）

(四) 化学名 一（一・三-ベンゾジオキソール-五-

イル）-二（ブチルアミノ）ペンタン-一

オン及びその塩類（通称名 N-Butyl

pentylone）

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第十九号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和二年三月九日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第二百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

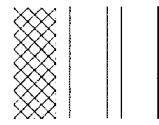
一 路線名 立川青梅

二 変更の区間 昭島市福島町一丁目二百八十六番一地先から同市中神町二丁目二百十三番一地先まで

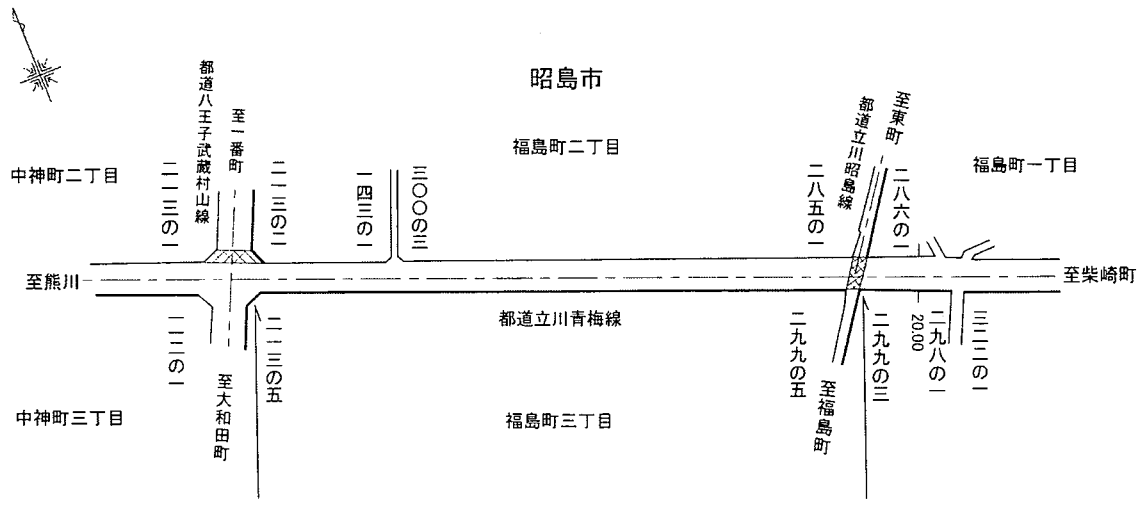
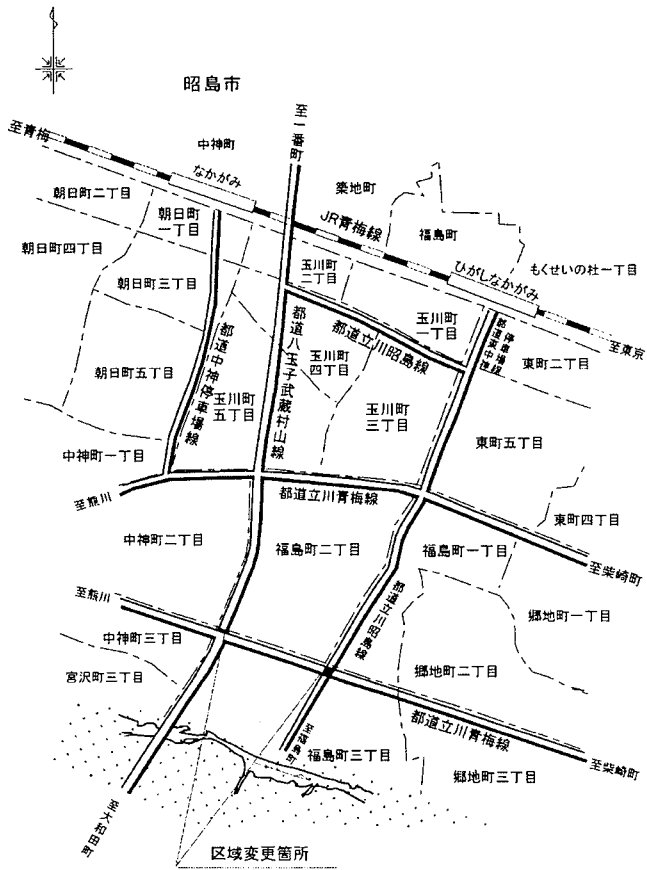
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道立川青梅線区域変更略図  
昭島市福島町一丁目、中神町二丁目

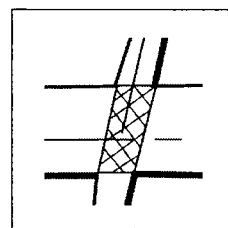
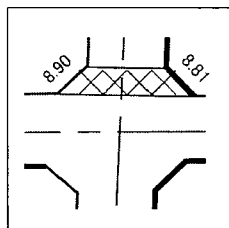


- (1) 都道八王子武蔵村山線との重用編入）  
延長 七・〇〇メートル  
面積 一六八・三〇平方メートル
- (2) 都道立川昭島線との重用編入）  
延長 二二・六七メートル  
面積 一五一・八六平方メートル



(1)都道八王子武蔵村山線との重用編入

(2)都道立川昭島線との重用編入

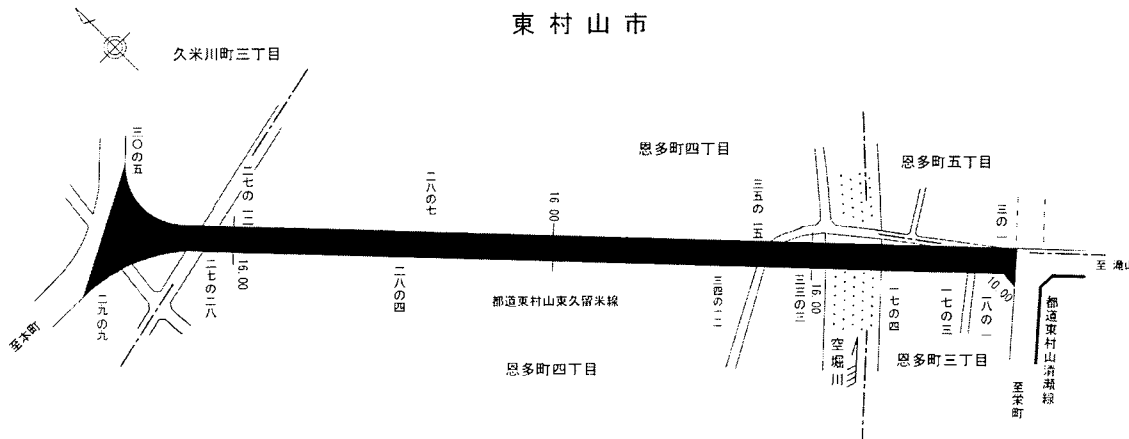
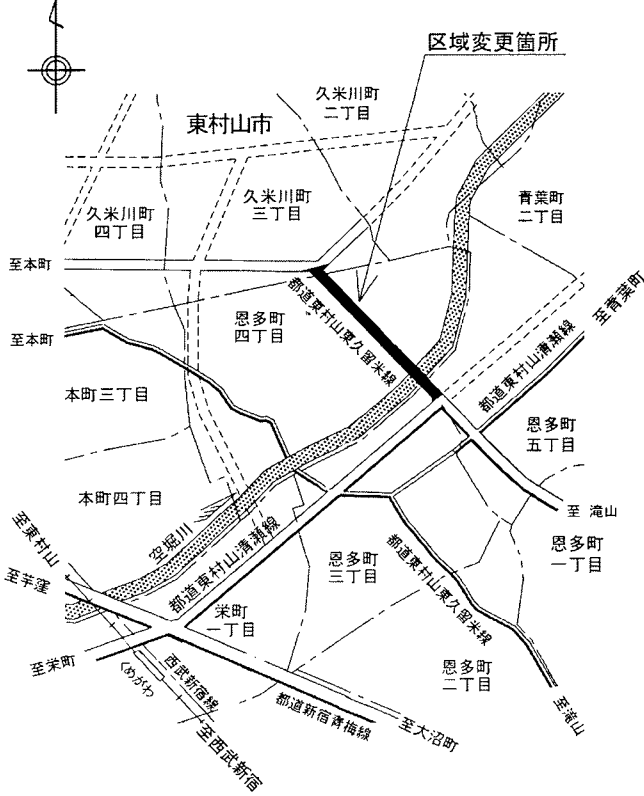


●東京都告示第二百七十五号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道東村山東久留米線区域変更略図  
 東村山市久米川町三丁目～恩多町五丁目

都道  
 市道  
 編入区域  
 延長 五七六・二メートル  
 面積 一〇、〇七四・八四平方メートル  
 計画線



その関係図面は、令和二年三月六日から起算して二週間  
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和二年三月六日  
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 東村山東久留米
- 二 変更の区間 東村山市久米川町三丁目二十九番九地先から同市恩多町五丁目三番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



別図

都道大島循環線区域変更略図  
大島町泉津地内

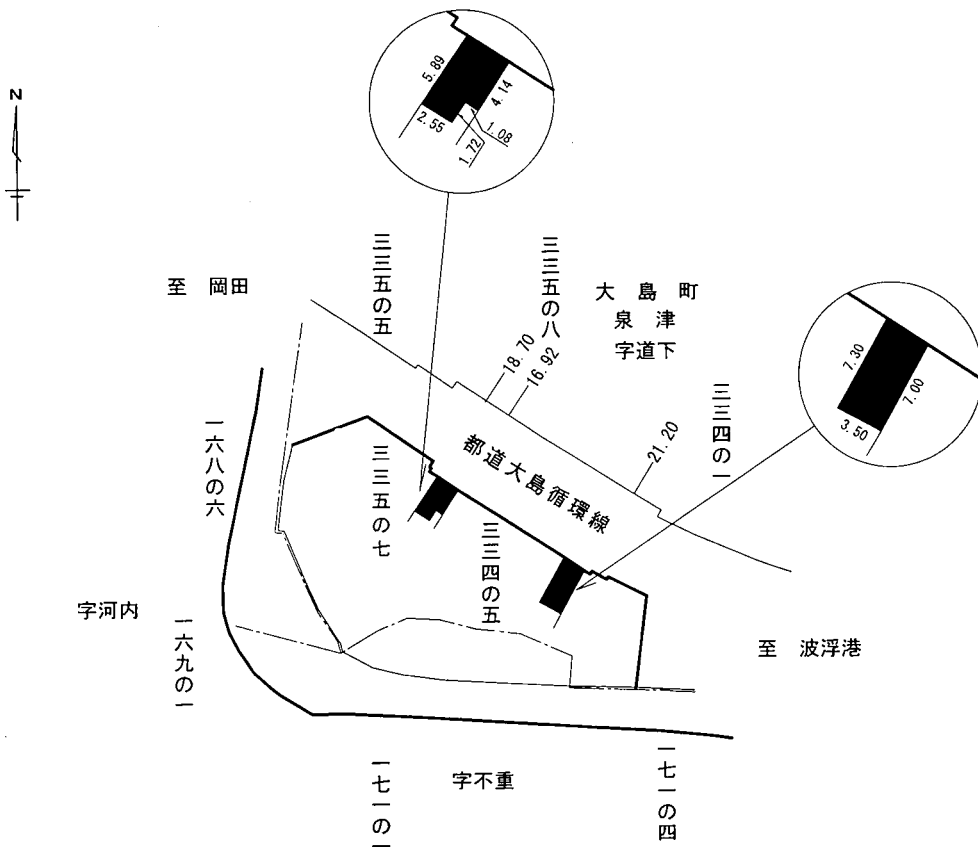
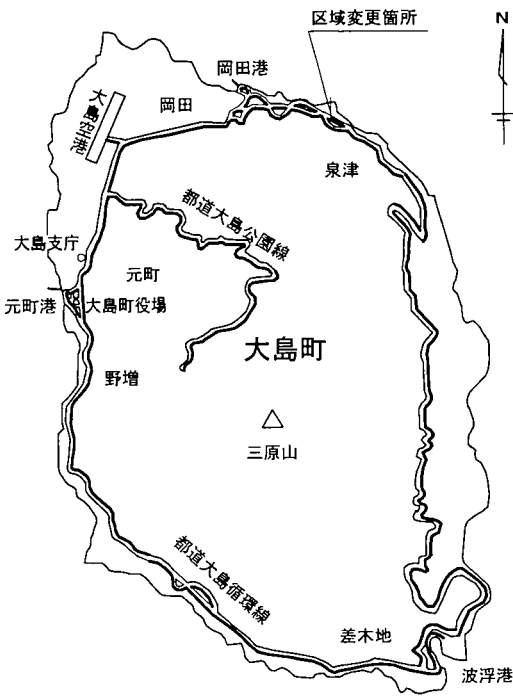
●東京都告示第二百七十六号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月六日から起算して二週間  
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和二年三月六日  
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 大島循環線
- 二 変更の区間 大島町泉津字道下三百三十五番七地内から同所三百三十四番五地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



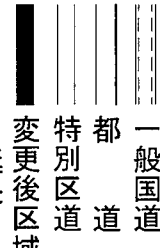
延長 七・二七メートル  
面積 四四・三八平方メートル



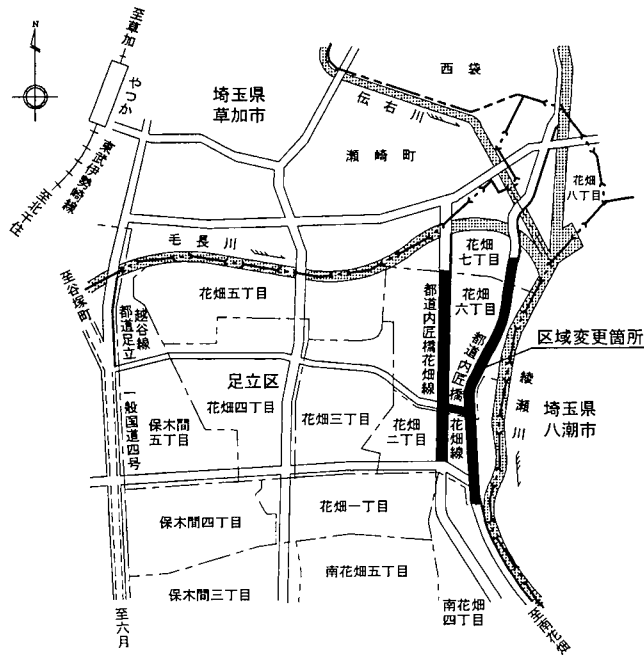
●東京都告示第二百七十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

### 別図

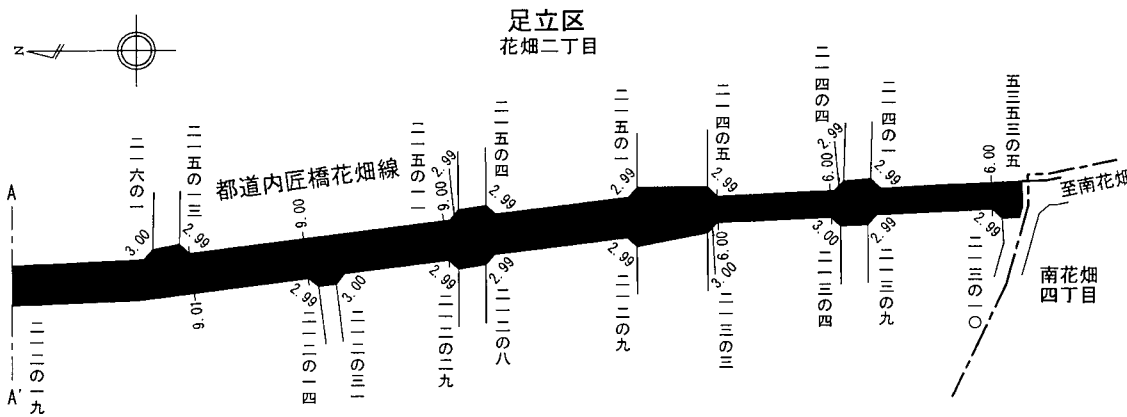
## 都道内匠橋花畑線区域変更後略図 足立区花畑二丁目と花畑七丁目



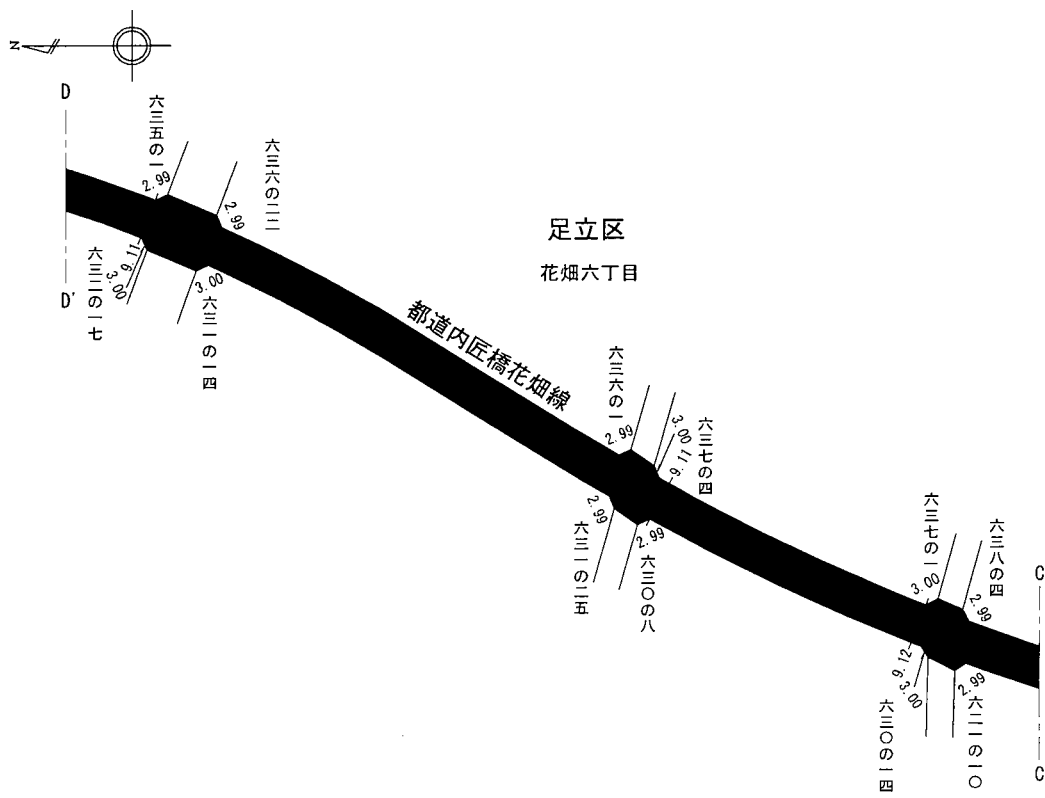
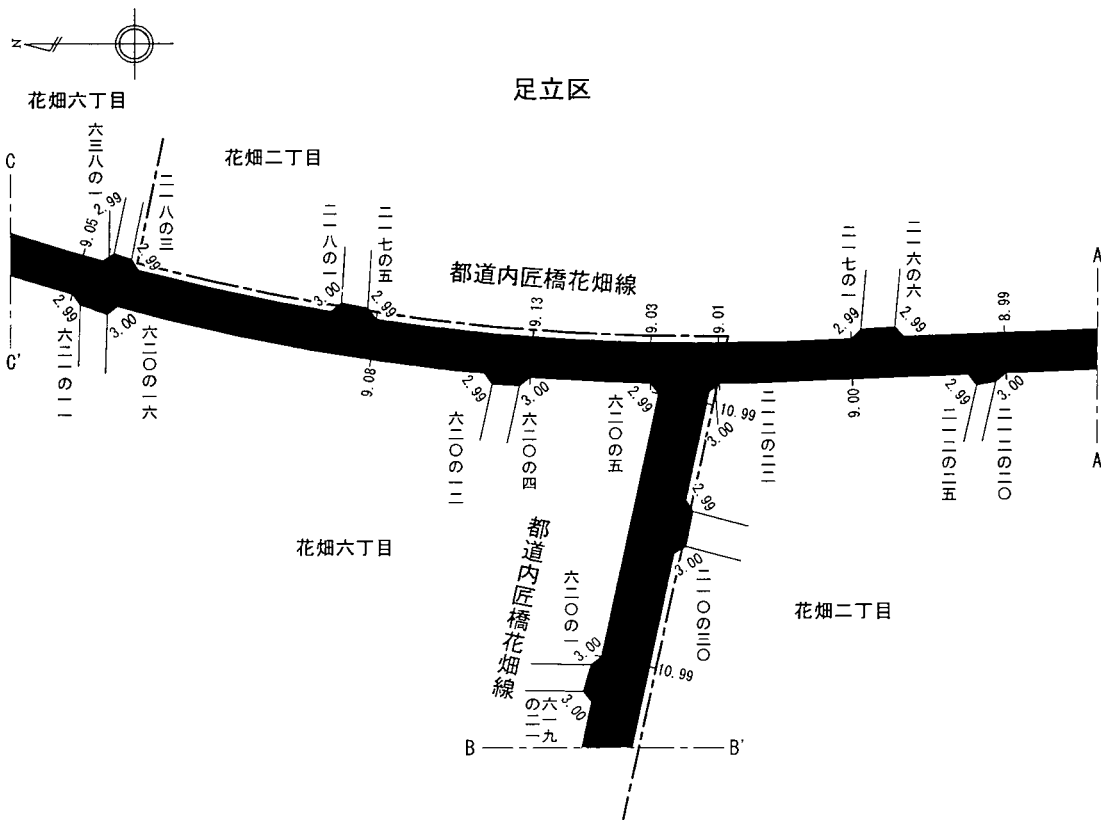
延長 一、九四九・七九メートル  
 面積 二二、九七〇・四九平方メートル



その関係図面は、令和二年三月六日から起算して二週間  
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和二年三月六日  
 東京都知事 小池 百合子



- 一 路線名 内匠橋花畑
- 二 変更の区間 足立区花畑二丁目五千三百五十三番五地先から同区花畑七丁目九千一番地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり







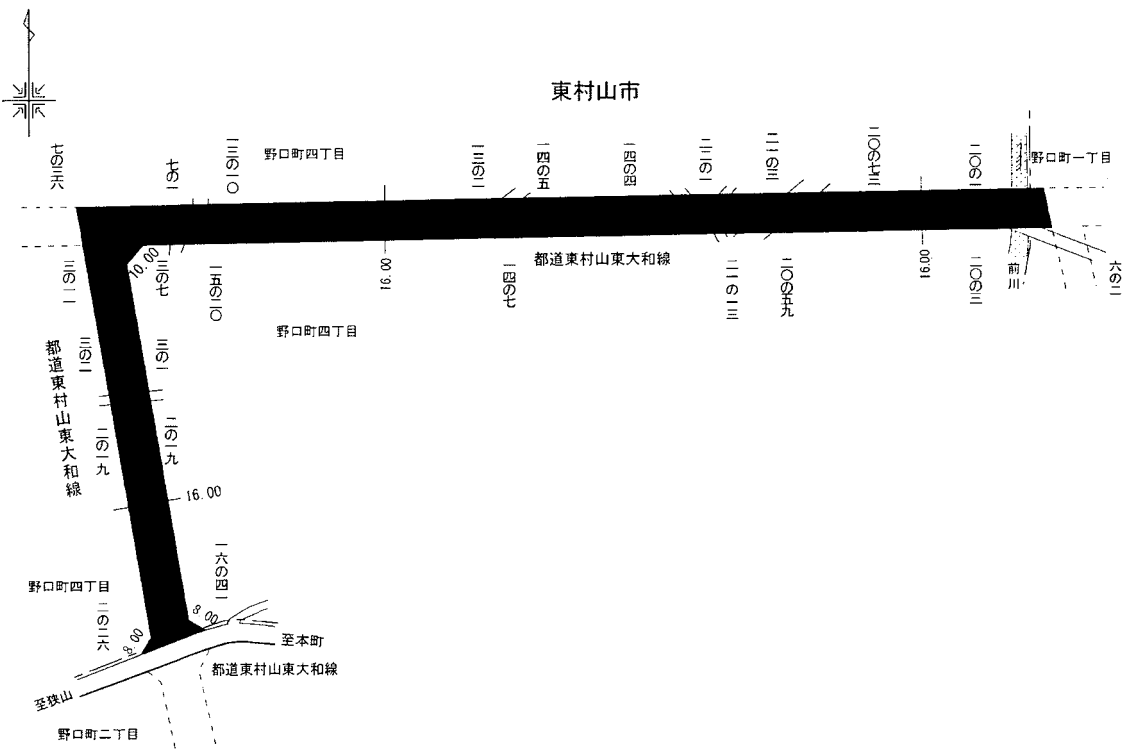
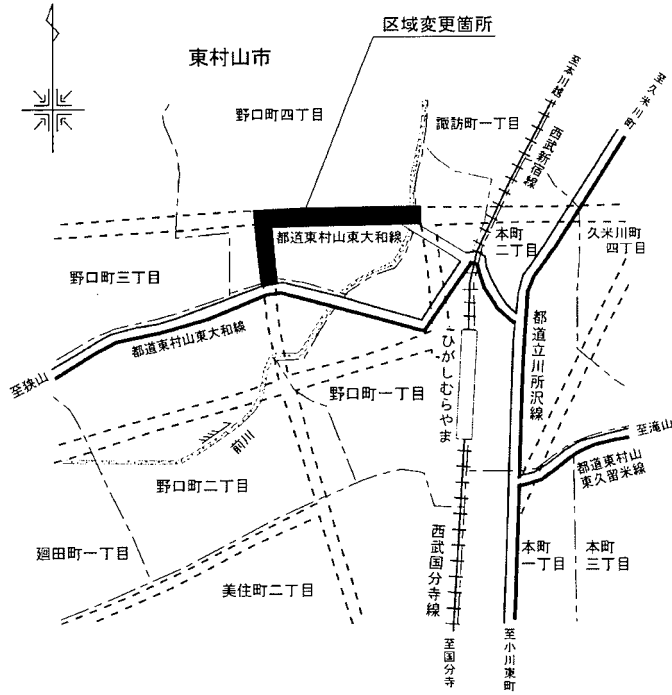
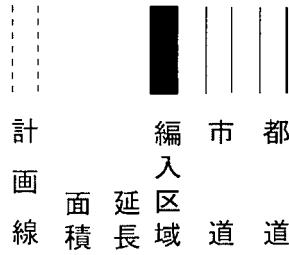
●東京都告示第二百七十八号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道東村山東大和線区域変更略図

東村山市野口町一丁目～野口町四丁目

延長 五五六・〇五メートル  
 面積 八、九一六・五三メートル



その関係図面は、令和二年三月六日から起算して二週間  
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和二年三月六日  
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 東村山東大和
- 二 変更の区間 東村山市野口町一丁目六番二地内から同  
市野口町四丁目二番二十六地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

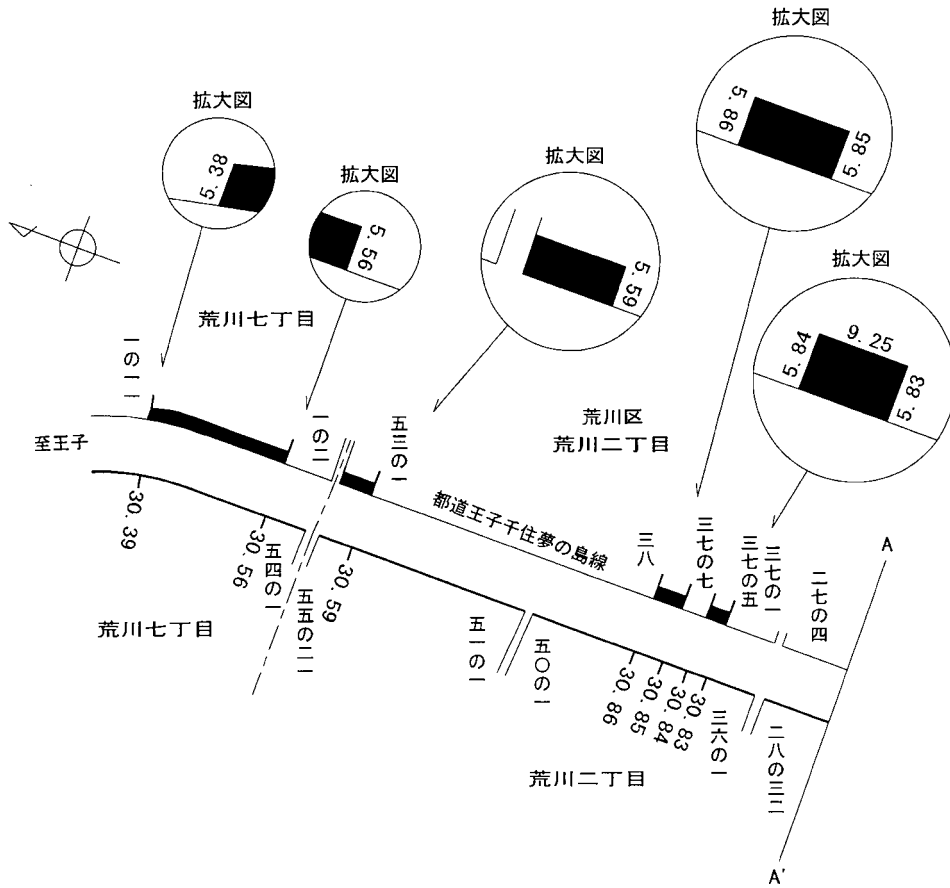
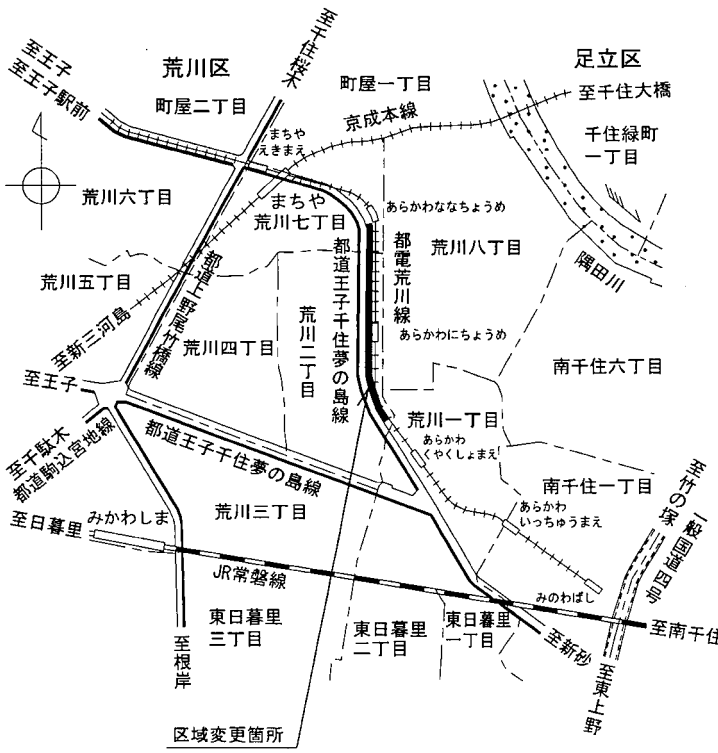
●東京都告示第二百七十九号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道王子千住夢の島線区域変更略図  
 荒川区荒川七丁目～荒川二丁目

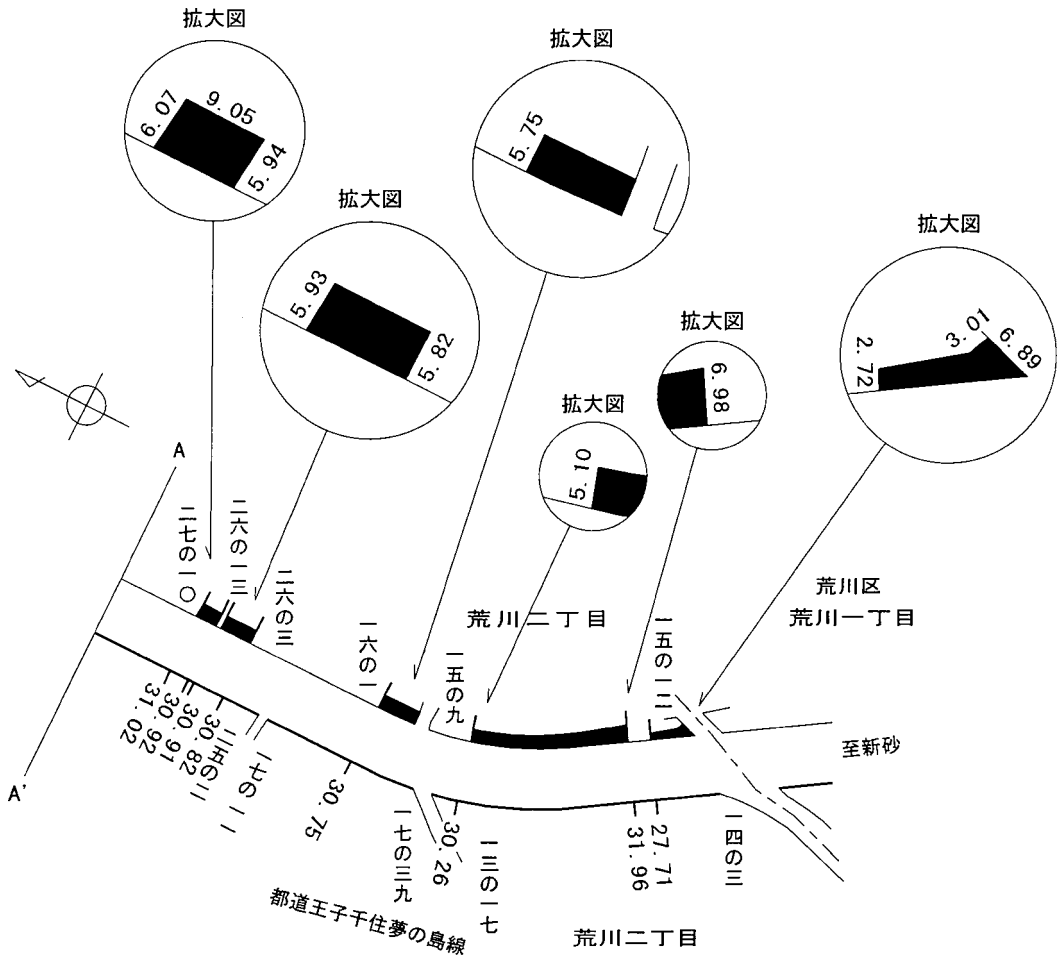
延長 五九二・〇八メートル  
 面積 一、二三三・三三三平方メートル

■ 編入区域  
 〃 特別区道  
 〃 都道  
 〃 一般国道



その関係図面は、令和二年三月六日から起算して二週間  
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和二年三月六日  
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 王子千住夢の島
- 二 変更の区間 荒川区荒川七丁目一番十一地先から同区  
荒川二丁目十五番十二地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第二百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第四百十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和二年三月六日

東京都知事 小池 百合子



別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	小野路町	209008-K096	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	小野路町	209008-K096	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第二百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第四百五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市役所において縦覧に供する。

令和二年三月六日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	山王下一丁目	224003-K057	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
多摩市	山王下一丁目	224003-K057	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第二百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和二年三月六日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	小野路町	209008-K096	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	小野路町	209008-K096	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第二百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市役所において縦覧に供する。

令和二年三月六日

東京都知事 小池百合子

別表  
土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	山王下一丁目	224003-K057	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

告 示（海区漁調）

●東京漁調指示第三号

東京海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和二年三月六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（採捕の制限）

一 東京海区（東京都内湾海域を除く。）において、うみがめの科のあかうみがめ（卵を含む。）及びたいまい（卵を含む。）（以下これを「うみがめ」という。）を採捕してはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の採捕の承認を受けた者については、この限りでない。

（採捕の承認）

二 うみがめの採捕をしようとする者は、次のとおり委員会の承認を受けなければならない。

（一）承認の対象となる者

承認の対象となる者は、採捕の目的が次のいずれかに該当する者でなければならない。

- ア 試験又は研究の用に供する者
- イ 増殖の用に供する者
- ウ 委員会が特に認めた者

（二）雌がめの採捕禁止

（一）ウにより承認を受けた者であっても、雌がめは採捕してはならない。

（三）承認書の携帯

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕の際、委員会が交付した承認書を所持しなければならない。

（四）採捕報告書の提出義務

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕終了後三十日以内に、採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

（五）承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

（六）取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。（指示の有効期間）

三 この指示の有効期間は、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までとする。

公 告

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第四百四十八条第三項において準用する都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年三月六日

一 氏名 佐々 一郎  
東京都知事 小 池 百合子

二 住所 新宿区西新宿六丁目十五番一―四二〇五号

令和二年度製菓衛生師試験の実施について

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、令和二年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和二年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条七条に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの
- (二) 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。)に従事したものの
- (三) 法の施行の際(昭和四十一年十二月二十六日)現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの
- (四) 沖縄の復帰の際(昭和四十七年五月十五日)現に沖縄において菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が、沖縄の復帰の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

なお、旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)

による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定に合格した者は、製菓理論及び実技の試験科目を免除する。

三 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和二年六月六日(土曜日) 午前十時から正午まで  
(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者は、午前十時から午前十一時三十分まで)

(二) 場所

学校法人後藤学園(豊島区南池袋三丁目十二番五号)

四 提出書類

- (一) 製菓衛生師試験受験願書兼受験台帳
- (二) 卒業証明書(中学校(中学校、高校、高専、短大、大学又は専修学校(高等課程又は専門課程に限る。))卒業以上のもの。一(一)に該当する者は、製菓衛生師養成施設の卒業(修了)証明書)

(三) 受験票

(四) 写真台帳

(五) 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦四センチメートル横三センチメートルのもの)

(六) 受験票送付用封筒(八十四円切手を貼つたもの)

(七) 領収証書(受験手数料納付後のもの)

(八) 製菓業務従事証明書(一(一)に該当する者を除く。)

(九) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定合格証書及びその写し(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者に限る。)

なお、現在の氏名が(二)、(八)又は(九)の書類に記載されている氏名と相違する場合は、氏名の変更を確認できる戸籍謄本又は抄本を提出すること。

五 受験手数料

九千五百円

六 受験願書の受付日時及び場所

(一) 一般郵送受付

令和二年四月一日(水曜日)から同年五月一日(金曜日)まで(当日消印有効)

(二) 団体窓口受付(五名以上)

令和二年四月八日(水曜日)から同月十四日(火曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎三十階南側)

七 合格発表

令和二年七月十七日(金曜日)午前十時から午後五時  
まで、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都  
庁第一本庁舎三十階南側)に合格者の受験番号を掲示し  
て発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健  
局ホームページ(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載す  
る。

八 その他

(一) 受験願書用紙は、平日については、東京都福祉保健  
局健康安全全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保  
健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島  
村及び青ヶ島村の各村役場及び新島村役場式根島支所  
において、令和二年四月一日(水曜日)から同年五月  
一日(金曜日)まで配布する。

土曜日、日曜日及び祝日については、東京観光情報  
センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)に  
おいて、令和二年四月一日(水曜日)から同年五月一  
日(金曜日)まで配布する。  
(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三  
二〇)四三五八)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体  
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に  
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、令和二年三月六日から四月以内に東京都産業労働  
局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)  
に到着するように提出してください。

令和二年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 西友豊田店
- 二 店舗所在地 日野市多摩平二丁目九番地の一
- 三 設置者名 合同会社西友
- 四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 六 変更前の小売業者の代表者名 野田 亨
- 七 変更後の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 八 変更日 平成三十一年三月十五日
- 九 届出日 令和二年一月三十日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 令和二年三月六日から同年七月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 西友羽村店
- 二 店舗所在地 羽村市五ノ神一丁目八番地十四
- 三 設置者名 松元 脩子ほか三名
- 四 設置者住所 羽村市緑ヶ丘二丁目十七番地二
- 五 変更を行った設置者名 有限会社カネモ産業
- 六 変更前の設置者の代表者名 渡邊 静一
- 七 変更後の設置者の代表者名 渡邊 雅史
- 八 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 九 変更前の小売業者の代表者名 野田 亨
- 十 変更後の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 十一 変更日 平成三十一年三月十五日ほか
- 十二 届出日 令和二年一月三十日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十四 縦覧期間 令和二年三月六日から同年七月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	小田萬本社ビル	七	変更前の店舗所在地	小平市小川町一丁目三百九十六番一ほか
二	店舗所在地	足立区東和五丁目十二番十三号	八	変更後の店舗所在地	小平市小川町一丁目三百九十六番地一ほか
三	設置者名	株式会社小田萬	九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	合同会社西友
四	設置者住所	足立区東和五丁目十二番十三号	十	変更前の小売業者の代表者名	上垣内 猛
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	合同会社西友	十一	変更後の小売業者の代表者名	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
六	変更前の小売業者の代表者名	ステイブ・ヘイズ・デिकास	十二	変更日	平成三十一年三月十五日ほか
七	変更後の小売業者の代表者名	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー	十三	届出日	令和二年一月三十日
八	変更日	平成三十一年三月十五日	十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
九	届出日	令和二年一月三十日	十五	縦覧期間	令和二年三月六日から同年七月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
十一	縦覧期間	令和二年三月六日から同年七月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。			
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。			
一	店舗名	西友東大和店			
二	店舗所在地	小平市小川町一丁目三百九十六番地一ほか			
三	設置者名	株式会社モロオカ			
四	設置者住所	小平市小川町一丁目三百九十一番地			
五	変更前の店舗名	(仮称)西友小平小川町店			
六	変更後の店舗名	西友東大和店			

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001  
定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
七〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

